

修正案等の審査方法について（案）

- ①当該議案を議題とした後、提出者の説明を求める。説明は演壇にて行い、複数ある場合は会派呼称順 及び 無所属議員の呼称順に行う。
- ②説明終結後、修正案・組み替え動議に対し質疑を行う。質疑は挙手により発言を求め、委員長の指名後、従来方式にて行う。質疑の時間は、所属議員 3 人以上の会派は 30 分以内、無所属の委員は 10 分以内とし、質疑者は、1 会派 1 人とする。
- ③質疑終結後、討論を行う。討論の方法は、9 月 5 日の全体会で決定したとおり、挙手により発言を求め、委員長の指名後、演壇にて行う。
例えば、組み替え動議が 1 つ提出されている場合は、
1 番目に、原案に賛成し、組み替え動議には反対の方、
2 番目に、原案と組み替え動議の両方に反対の方、
3 番目に、組み替え動議に賛成の方、
の順に行う。
- ④討論終結後、挙手により採決を行う。
例えば、組み替え動議が 1 つ提出されている場合は、まず組み替え動議について採決し、否決の場合は原案について採決する。
- ⑤「組み替え動議が 2 つ提出された場合」や「組み替え動議と修正案が提出された場合」など、他のパターンで提出があった場合の討論・採決の順序は、正副委員長に一任する。
なお、討論・採決の順序を記載した資料を議場に配付する。